

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：藤岡市簡易水道事業等特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	S41. 3. 1	地方公営企業法の適用・非適用	☐ 適用 ☒ 非適用
団体名※	藤岡市	職員数※ (H19. 4. 1現在)	0
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	100円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	61
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数※	0. 671 (H18)
資金不足比率 (%)	—	実質公債費比率※ (%)	15. 3% (H19)
		経常収支比率※ (%)	95. 1% (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したもの記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1. 0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ☒ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ☐ 該当なし
〔合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：鬼石町〕 藤岡市では簡易水道4・小水道1、鬼石町では簡易水道4事業を運営していたため、合併により簡易水道8・小水道1事業の総数となった。施設はそれぞれ独立している。 水道料金は、上水道では段階的な統一としたが、簡易水道等では合併時に藤岡市の料金へ統一した。合併により検針員への報奨金の廃止（鬼石町）、鬼石地区住民におけるコンビニでの料金納付等の市民サービスの拡充を図った。

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 ☐にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	公的資金補償金免除繰上償還に係る藤岡市簡易水道事業等経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	藤岡市長 新 井 利 明
既存計画との関係	集中改革プラン（平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	広報、HP、議会へは議員説明会等で説明予定
基 本 方 針	経営の健全化について ①簡易水道施設の統合 ②料金水準の適正化 ③維持管理費等サービス供給コストの節減合理化 ④民間的経営手法の導入

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利５％以上６％未満	年利６％以上７％未満	年利７％以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			13	13
	補償金免除額			1	1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成１９年度末における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度末残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債（簡易水道事業）			13,430	13,430
合 計 (A)		0	0	13,430	13,430
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち				
	負担分				
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)－(B)		0	0	13,430	13,430

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成21年度末残高）	年利７％以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち				
	負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)					

【公営企業金融庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成20年度9月期残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度9月期残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち				
	負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)					

注 1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	大きな建設投資は少なく、既存施設の維持管理を中心とした事業を行っている。 料金回収率が35%（平成18年度決算）と低いため、料金改定により料金収入の増を図りたいが、上水道料金との兼ね合いがあるためそれは難しく、維持管理費の不足分を一般会計からの繰入金に頼らなければならない状況となっている。
経 営 課 題	課 題 ① 簡易水道施設の統合 経営の合理化・効率化を図るため、簡易水道施設の統合を検討する。ただし、現状の料金回収率、地形的な問題による施設建設費等、問題は多い。
	課 題 ② 料金水準の適正化 料金回収率が低いことから、今後の施設改修を含めた適正な料金を検討する。
	課 題 ③ 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化 契約の締結に当たっては、指名競争入札のみでなく、電子入札・一般競争入札等の新たな入札方法の採用により経費の節減を図る。
	課 題 ④ 民間的経営手法の導入 技術的な面を包括した業務委託の費用対効果について検討する。（現状では上水道事業へ事務委任及び施設管理委託をしている）
	課 題 ⑤
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(1) 收益的収支、資本の収支

2年度	平成23年度
-----	--------

[illegible]

(単位:百万円, %)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
区 分	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1	1		5	-2	5 0	-7 0		3 0	
	積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	1	2	3	3	8	6	10 6	3 6	2 6	5 6
	形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2	3	3	8	6	11 6	3 6	3 6	5 6	5 6
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	実 質 収 支 黒 字 (P)	2	3	3	6	6	9 6	3 6	3 6	5 6	5 6
	(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		93	90	88	97	74	75 55	70 71	89 71	100 83	89
地方財政法施行令第20条第1項により算定した額の不足額 (R)											
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		13	13	13	12	11	12 11	11	11	11	11
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)											
積 立 金 現 在 高											
企 業 債 現 在 高	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	60	55	50	47	61	40 53	36 43	41 33	51 28	76 25
	う ち そ の 他 に 係 る も の										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	29	24	25	20	15	35 15	15 14	19 14	22 14	14
	う ち 基 準 内 繰 入 金	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
	う ち 基 準 外 繰 入 金	27	22	23	19	14	34 14	14 13	18 13	21 13	13
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの	27	22	23	19	14	34 14	14 13	18 13	21 13	13
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	6	11	7	13	22	28 15	9 17	10 17	11 12	10
	う ち 基 準 内 繰 入 金	2	3	3	4	3	10 11	2 5	2 5	2 3	2
	う ち 基 準 外 繰 入 金	4	8	4	9	19	18 4	7 12	8 12	9	8
	うち赤字補てん的なもの	4	8	4	9	19	18 4	7 12	8 12	9	8

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率		(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※		(%)	32	36	34	39	35	24 34	29 38	31 38	32 42	39 44
総収支比率(法適用)		(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
経常収支比率(法適用)		(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
営業収支比率(法適用)		(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
累積欠損金比率(法適用)		(%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
収益的収支比率(法非適用)		(%) (再掲)	93	90	88	97	74	75 55	70 74	89 74	100 83	89
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)		(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	69	65	66	57	58	73 58	58 56	61 56	67 56	56
	うち基準内繰入金	(%)	5	5	5	3	4	2 4	4	3 4	3 4	4
	うち基準外繰入金	(%)	64	59	61	54	54	71 54	54 52	58 52	64 52	52
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	64	59	61	54	54	71 54	54 52	58 52	64 52	52
	資本的収入分	(%)	100	92	100	100	52	100 54	100	53 100	46 100	26 100
	うち基準内繰入金	(%)	33	25	43	31	7	36 39	22 29	11 29	8 25	5 20
	うち基準外繰入金	(%)	67	67	57	69	45	64 14	78 71	42 71	38 75	21 80
	うち赤字補てん的なもの	(%)	67	67	57	69	45	64 14	78 71	42 71	38 75	21 80

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/㎡) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金回収率が低いため(H18決算35%)、料金改定により収入増を図るべく検討を行う。今計画内では現行料金の据え置きで見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	料金収入等で賄いきれない収支不足分を見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模な投資は無いが、年7百万円の範囲で施設改修等を行う。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	地方債償還金・地方債利息については繰上償還を考慮し算出。 その他については平成19年度をベースに同額で算出。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	上水道事業へ事務委任及び施設管理委託しているため職員数なし。 【上水道事業の状況】 平成19年4月1日より水道窓口・料金徴収等業務を民間委託し、職員が5名減となった。(33人→28人) 以後は、本市の最優先事業であり相当の職員数を必要とする石綿管更新事業が完了する平成22年度以後に2名減を予定している。
○ 給与のあり方	上水道事業へ事務委任及び施設管理委託しているため給与支払なし。(上水道事業へ負担金の支払)
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	【上水道事業の状況】 平成18年度から国公行(一)を導入し、枠外昇給を廃止するなど、国同様の給与構造改革を実施した。 地域手当については、国の対象地域とはなっていないため支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	【上水道事業の状況】 技能労務職員に相当する職種なし。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	【上水道事業の状況】 定年退職の場合、退職予定特昇及び退職時特昇なし。 勧奨退職の場合、退職予定特昇(10/1)4号は平成18年度限り廃止、退職時特昇4号は平成19年度限り廃止。
◇ 福利厚生事業のあり方	【上水道事業の状況】 公費負担を含んだ中で行う事業なので適切な執行を行う。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	(Ⅱ. 課題③) 契約の締結に当たっては、指名競争入札のみでなく、電子入札・一般競争入札等の入札方法により経費の節減を図る。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	(Ⅱ. 課題④) 現状では上水道事業へ事務委任及び施設管理委託をしているが、上水道事業と同じく他技術的な面を包括した指定管理者等の民間委託については費用対効果を検証し、実施の可否を決定する。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	（Ⅱ．課題①、②） 料金回収率が35%(H18決算)と低いことから適正料金を検討し、経営の合理化・効率化を図るため簡易水道施設の統合を検討する。ただし上水道事業への統合においては、公営企業法施行令で示されている法適用の要件（経常的経費における料金収入等の割合が7割～8割）に満たない状況となっていること、また、地形的な面から統合には莫大な費用がかかることが想定されることから、統合した場合に上水道事業の経営を圧迫する恐れが強く、早急な統合は難しい。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	財務状況に関する情報公開については、広報、HPを通じて行っている。経営健全化等に関する情報公開については、住民へ公開すべき内容のものについて、簡易水道事業で形となったものは積極的に公開していく。
○ 行政評価の導入	平成20年度に行政評価制度を導入し、緊急性・優先性・効率性等の観点から、事務事業や施策の評価を行う。 （簡易水道事業単独ではなく、市全体）
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	上水道事業へ事務委任及び施設管理委託しているため職員数なし。（上水道事業へ負担金の支払）
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金回収率が低いため（H18決算35％）、料金改定により収入増を図るべく検討を行う。今計画内では現行料金の据え置きで見込んでいる。 平成19年度から料金徴収業務を民間委託し、収納率の義務付けによる未収金額の減を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	料金改定による収入増、未収金対策により基準外繰入金を減額できるよう検討を行う。
4 その他	（平成18年度をベースに算出） 新たな入札制度（電子入札・一般競争入札）の採用による経費の減【効果額：年0.3百万円】

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（１）から（５）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。

2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。

3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。

4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。

5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。

7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。

8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。

9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。

10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

（1）水道事業

① 年度別目標

（単位：百万円、％）

課 題		平成14年度 （計画前5年度） （決 算）	平成15年度 （計画前4年度） （決 算）	平成16年度 （計画前3年度） （決 算）	平成17年度 （計画前々年度） （決 算）	平成18年度 （計画前年度） （決算見込）	計画前5年間 実 績	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額（料金の適正化）※1												
	未収金の徴収対策												
	改 善 額												
	一般会計負担金の額												
	改 善 額（負担金の確保等）												
	資産の有効活用												
	改 善 額（収入増額）												
	その他（ ）												
	改 善 額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費（退職手当以外）	14	12	13	11	0							
	改 善 額	0	2	1	3	14	20						
	給与水準												
	改 善 額												
	その他（ ）												
	職員給与費（退職手当）												
	改 善 額												
	職員数（人）	2	2	2	0	0		0	0	0	0	0	0
	増 減 数（人）	0	0	0	-2	0	-2	0	0	0	0	0	0
	維持管理費等（委託料・負担金）	2	2	2	2	17		17	17	17	17	17	17
	改 善 額（適正化）	0	0	0	0	-15	-15	0	0	0	0	0	0
	工事コスト※2												
	改 善 額（縮減額）												
	その他（入札改革）												
	改 善 額							0.5 0-3	2.2 0-3	-0.4 0-3	-0.6 0-3	0.5 0-3	2.2 +-5
	累積欠損金比率	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-
	増 減	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-
	企業債現在高	60	55	50	47	61		40 53	36 43	41 33	51 28	76 25	
	増 減	-5	-5	-5	-3	14		-21 -8	-4 -10	5 -10	10 -5	25 -3	
計画前5年間改善額 合計							5					改善額 合計	2.2 +-5
（参考）補償金免除額													1.3

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額（料金の適正化）」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減（建設改良費の抑制は除く。）を記入すること。

3 改善額の算出方法については、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上（重複計上等）がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 （計画前5年度） （決 算）	平成15年度 （計画前4年度） （決 算）	平成16年度 （計画前3年度） （決 算）	平成17年度 （計画前々年度） （決 算）	平成18年度 （計画前年度） （決算見込）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）
給水人口（人）	1,076	1,062	1,045	1,031	1,031	871 1,026	863 1,026	855 1,021	852 1,021	1,016
年間総有収水量（㎡）	107,547	107,881	108,682	96,906	95,522	101,926 95,422	88,736 95,422	88,028 95,322	89,559 95,322	95,222
公称施設能力（㎡／日）	782	782	782	777	796	796	796	796	777 796	796
1日最大配水量（㎡／日）	553	516	573	408	526	502 526	502 526	441 526	408 526	526
最大稼働率（％）	71	66	73	53	66	63 66	63 66	55 66	53 66	66
供給単価（円／㎡）	120.88	120.50	119.62	123.83	115.16	119.45 115.28	120.54 115.28	122.56 115.40	121.56 115.40	115.52
給水原価（円／㎡）	381.23	333.70	349.64	319.90	324.53	496.10 366.79	418.88 303.91	395.94 304.23	375.37 272.76	294.05 262.54

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

上水道事業への統合においては、公営企業法施行令で示されている法適用の要件（経常的経費における料金収入等の割合が7割～8割）に満たない状況となっていること、また、簡易水道施設までの距離及び山間地であるため勾配・起伏が激しいことから、統合には莫大な費用がかかることが想定される。よって、統合した場合に上水道事業の経営を圧迫する恐れが強く、早急な統合は難しい。